

社会福祉法人 光風会  
役員等報酬規程

# 社会福祉法人 光風会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光風会(以下、「当法人」という)定款第8条および第23条の規定に基づき、役員(理事および監事)、評議員(以下「役員等」とする)の報酬および評議員選任・解任委員、入所判定委員の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(法人役員として常時勤務し、施設職員を兼務しない者)について、報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じて報酬を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

## (常勤役員等の報酬等の算定)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、当法人賃金規定第18条の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費等)を支給する。

## (非常勤役員等の報酬等の算定)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費等)を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を常勤兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、当法人賃金規定3条に準じた日とする。

2 理事長を含む非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、また、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬については、その月の出勤すべき日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を遺産相続人に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げ処理する。

(評議員選任・解任および入所判定委員の報酬と支給方法)

第9条 評議員選任・解任および入所判定委員の報酬等の額および支給方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 評議員選任・解任および入所判定委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。ただし、第9条の評議員選任・解任委員および入所判定委員の報酬等の額に関しては、評議員会の承認に依らず理事会の承認による。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 400,000円
理事	月額 250,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事会等会議への出席

役職名	日額/1開催
理事長	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	島内30,000円 島外50,000円

(2) 上記のほか、法人及び施設業務のための出勤

役職名	日額/1開催
理事長	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	島内30,000円 島外50,000円

別表3 評議員選任・解任委員および入所判定委員

	日額/1開催
評議員選任・解任委員	10,000円
入所判定委員	5,000円